

伝統的工芸品産業支援補助金の仕組み

伝統的工芸品産業支援補助金の利用にあたっては、大きく3つの流れがあります。

①伝統的工芸品への指定、②各種計画の提出、③補助金の申請の3つで構成されています。

伝統的工芸品産業支援補助金の申請の流れ

伝統的 工芸品 の指定

- 指定要件に該当する品目であることを確認し、品目の指定に向けての準備を進めます。
- 5つの要件に適合するかを判断するための証拠（現存物、文献など）の収集・整理、申出書の作成などにより、申出を行うまでに**相当の期間（通常2年以上）を要する場合があります**です。

※詳細は[こちら](#)

各種計画 の策定

- 振興計画・共同振興計画・活性化計画・連携活性化計画・支援計画の様式に基づき提出してください。計画期間は3～5年となります。
- 計画は認定までに2ヶ月程度かかることが多いです。
- **11月まで**に検討・相談し、**12月頃まで**（補助金申請の**1ヶ月前**まで）に申請してください。

※詳細は[こちら](#)

補助金 の申請

- 計画に基づいて補助金を申請して下さい。毎年年初めに公募を開始しています。
※補助金は各年申請が必要です。
- 計画に基づいた申請ではないと認められません。計画の変更が必要な場合には各地方経済産業局に相談下さい。
- **1月～2月中旬に申請の受付、4月採択、5月上旬に交付の決定**することが多くなっています。

実施

- 補助の交付決定が行われた後に事業を開始できます。
- 事業終了時に経費精算に係る証憑が求められます。
- 申請内容に合致しない補助金の利用などは認められません。

申請スケジュール

※補助金の公募期間、採択公表日程については、あくまで目安です。

